

事 務 連 絡  
平成 21 年 5 月 8 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部  
監視安全課輸入食品安全対策室

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(台湾産マンゴー)

標記については、平成 21 年 3 月 30 日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、台湾において登録輸出業者の見直しが行われたことから、同事務連絡の別添 1 の 2 の別表 17 を別紙のとおり改正します。

また、輸出業者の確認に当たっては、台湾農糧署が発行する輸出許可証明書又は植物衛生証明書の写しにより行うこととしますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。